

ベトナム国家大学ハノイ校日本法講座

JICA ベトナム法整備支援プロジェクト事務所
長期派遣専門家 (チーフアドバイザー) 森永太郎

「……売買契約を締結した後で3月5日に建物は台風のため倒れてしまった。この場合には契約の成立の後特定物がなくなった、後発的不能である。特定物である建物は台風のため倒れてしまった、Aの故意又は過失ではない場合、つまり特定物はAの責めに帰することができない事由によって滅失又は損傷した時、民法の534条危険負担に関する規則が適用される。その規則により滅失又は損傷は債権者Bの負担に帰する。すなわち、AはBに対して建物のお金を請求することができる。しかし、建物の倒れることは避けられないことである不可抗力かどうか実際によって判断することも必要である……。」

ちょっと驚いてください。これは日本人の書いた文章ではありません。日本に一度も行ったことのないベトナム人の学生が、日本語で出題された民法の事例問題に対して、その場で、日本語で書いた文章です。ここで引用するに際して、全く手は加えておりません。この後、文章は、売主の側に善管注意義務違反があった場合についての検討に入っています。いかがでしょう。ちょっと語法に変なところがありますが、言われなければベトナムの学生の書いた文章とは分からないのではないのでしょうか。

いきなり何の話かといいますと、これは、2004年9月に開講しましたベトナム国家大学ハノイ校法学部の「法学士(越日法学)課程」の話です。外国の大学の正規課程で日本法の授業を日本語で行うというのは極めて珍しいことではないかと思えますので、紙面を拝借してご紹介したいと思います。

この法学士課程は、ベトナム法整備支援の一環として、独立行政法人国際協力機構(JICA)の支援により実施されている2年制のもので、現在、第1期生9名、第2期生11名が学んでおり、まもなく第3期生を迎えます。入学に際しては、ベトナムのいずれかの大学で4年間日本語を勉強し、語学学士号を取得していることが条件になっています。学生は、入学後、通常は4年間で勉強するベトナム法の必修科目の全てに加え、1年次に「日本の法律用語」と題する授業を180授業時間(1授業時間=45分)、「日本法の初歩」という授業を60授業時間、そして2年次に日本法の集中講義を180授業時間(民法、商法及び会社法)受講し、その上に卒業論文を作成し

なければならないことになっていますので、かなり忙しいのですが、皆よく頑張っています。日本法の授業は全て日本語で行われ、「日本の法律用語」の授業は日本で法学博士号を取得したベトナム人の教授が、「日本法の初歩」は私が、そして、集中講義は日本から大学の先生方がハノイに来て実施しています。1年次の日本法科目は、ごく基礎的な日本法の知識や、典型的な法律用語を教え、2年次に実施される本格的な法律の講義についていけるようにするための下準備として行われています。

JICA がベトナムに対する法整備支援の一環としてこの法学士課程を始めたのは、日本語ができて、かつ、ベトナムと日本の法律の双方についての素養を身につけた人材が育ってくれば、ベトナムの社会の発展にも貢献するであろうし、また、これらの人材が様々な面でベトナムと日本との良好な関係の強化に役立ってくれるに違いないと考えたからです。現段階では、まだ卒業生が出ていないので、そのとおりにしてくれるかどうかは何ともいえませんが、卒業しても引き続き日本法の勉強をしたいという学生や、弁護士になって日本とベトナムとの間の投資や貿易の仕事に法律専門家として関与したいという学生、あるいは、ベトナムに進出している日本企業に就職して、法務関係の仕事をしたいという学生などがおり、行く末がなかなか楽しみです。



第1期生



第2期生

私は、この法学士課程設立の企画と設計に関与し、自らも講師として1年生向けの「日本法の初歩」という授業を受け持っているのですが、正直に言いますと、最初はかなりの不安がありました。入学してくる1年生らは、いくら4年間日本語の勉強をしてきたとはいっても、法律については、日本法はおろかベトナム法も全く勉強したことのない人たちですし、日本とベトナムでは、言語はもちろん、社会も、習慣も、人々のものの考え方も相当異なるわけですから、そもそも授業が授業として成り立つのかどうか、全く分からないといった状態だったのです。しかも、適当な教科書などは無論存在しません。日本から大学生用の教科書を人数分送ってもらったところで、

最初は読めるはずありません。学生らは皆優秀で、日本語は相当上手ですが、日本の教科書は、日本の社会や常識を前提として書かれていますので、言葉としては読めても、理解することは困難なのです。そこで、やむなく、自前で教科書を作ることにしました。あれこれ苦心したあげく、「日本の法律用語」の授業時間数に合わせ、2授業時間で1課が勉強できるよう、全部で90課・360ページからなる「教科書」ができあがりました。各課の内容は、例えば「司法権」とか、「法律行為」などといったテーマごとに全て4ページにまとめられており、最初のページが当該テーマの解説をする文章、2ページ目が最初のページで使われている法律用語の解説に充てられています。ここまでが日本語で、3ページ目がベトナム語で書かれた日本の制度とベトナムの制度の比較解説、そして4ページ目が「練習問題」になっています。日本語部分は私が、ベトナム語部分は、国家大学法学部の、憲法、民法及び経済法の各先生方が執筆しました。できるだけベトナムの学生に分かりやすいようにするため、日本の社会や習慣を前提とするような記述を避けたり、難しい用語には振り仮名を付けたり、日本人であればだれでも知っているような当たり前のことに解説を付けたりした上、1年生ではここまで勉強するのは無理だと判断したテーマは省いてしまったりしていますので、日本の学者さんや学生さんがご覧になったら、思わず吹き出しなくなるような箇所や、お叱りを受けそうな記述もありますが、他に適当な教科書が存在しないのですから仕方ありません。

学生らは、このおかしい教科書と、日本の出版社にお願いして人数分を寄附していただいた六法を使って、一所懸命勉強を始めました。最初はどうなることかと思いましたが、今でも当初のころのことを思い出しますと、思わず笑いそうになります。何せ、条文を参照させるだけでも大変でした。「はい、それでは民法第177条を見てください〜い」などといいますが、わいわいがやがや、誰かが六法でこの条文を探し出すのに、まず10分はかかります。おまけに、第1期生のころは、実にまずいことに、まだ民法が文語・カタカナで書かれていたものですから、音読なんぞさせようものなら、さあ大変。「……トウキヲタメスニヒサレハ……」???えーとね。それはね。「とうきをなすにあらざれば」って読むの。「登記をしないと」ってこと。「センス、その後読めない。」なにになに? 「……之ヲ以テ……」なるほど。そりゃ読めないよな……。

それにしても、他人様に法律のことを分かりやすく説明するというのは、そう簡単なことではありません。当たり前といえば当たり前のことなのですが、私はベトナムで法整備支援に携わり、このことを改めて学びました。何よりも自分自身、取り扱おうとするテーマについて本当にきちんと理解していないと、到底満足な説明はできませんし、それに加えて、相手が自分と全く異なる発想や視点を持っている可能性があることを常に意識していないと、相手の何とも無邪気な質問にすっかり往生させられ

ます。国家大学での授業は、どうやら学生らを成長させただけでなく、学生ら以上に、私を成長させてくれたようです。

どうも心細い先生に出くわした学生らにしてみればいい災難ですが、もともと優秀であった上、よく勉強したためでしょう、彼らはこちらが驚くほど知識と能力を身に付けました。1年次の終わるころには、学生らは、「相殺と債権差押えとの優劣関係」などといった、かなり高度な事例問題についてまで、多少怪しげながらも、議論ができるまでに成長しました。試験の結果もなかなかでした。2年次の集中講義についていけるようにするという1年次の学習目標は何とか無事達成することができたと思います。持たせてやった例のおかしな教科書がぼろぼろになってきて、赤鉛筆やら、蛍光ペンやらで、やたらとカラフルになっているのを見たときは、なんだかちょっと感動しました。後で大学関係者から聞いたところによりますと、学生らは、私や2年次の集中講義の先生方が行う双方向の討論形式の授業が相当面白かったらしいとのことでした。何でも、これまでのベトナムの法律の授業は、他の多くの授業がそうであるように、一方的な講義形式で、勉強も教科書丸暗記方式が多かったのだそうです。考えさせ、議論させ、また考えさせる、というような授業は、まだまだ広くは普及していないとのことで、その点でこの日本法講座はベトナム国家大学の法学部の授業に、ほんの少し、新たな風を吹き込むことができたのかもかもしれません。

ようやく軌道に乗ったこの法学士課程が、今後も長続きすることを願わずにはいられません。そのためには、実は解決しなければならない問題がたくさんあります。実は、JICAがこの法学士課程に支援を行うのは第3期生までで、それ以降、この課程はベトナム国家大学と日本の大学との間の協力によって運営していくことが予定されています。しかし、いまだ資金的な手当ての目途が立っていないのです。目標は、将来、ベトナム人の日本法研究者や教授が増え、ベトナム国家大学が独自に日本法の講座を運営していけるようにすることですが、それにはまだまだ年月がかかります。残念ながら、ベトナム国家大学自体ではまだ日本法を体系的・継続的に教える体制が整っていない上、資金的にも貧しく、日本法関係の書籍や資料を揃えるだけの余裕もありません。かといって、やはり決して裕福ではなく、働きながら学んでいる者も多い学生らから、高い授業料を徴収するわけにはもちろんいきませんので、自立できるまでの資金的・技術的な支援が途絶えてしまえば、この法学士課程は廃止とならざるを得ません。そのようなことにならないよう、官民を問わず、是非日本国内からの幅広い支援をお願いしたいと思います。日本からの暖かい支援に対しては、ベトナム国家大学は、必ず立派な人材を輩出することで応えてくれると確信しております。